

評価表

業務区分			項番	基準評価項目	主となる 評価対象資料	得点配分		得点
実施要項区分						基礎点	加算点	
① 必須項目 審査	業務共通				180			0
	業務に対する認識	1)	本業務の目的を理解し、計画的・効率的な業務の実施が考えられているか。			【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		
	質の確保	2)	各業務の提案内容は、仕様書に規定される達成すべき質及び最低限満たすべき水準が確保されているものとなっているか。			【様式3】【様式5】		
	実施体制	3)	各業務の業務水準が維持される体制であるか。また、総括管理業務実施者と個別業務実施者との間で業務遂行体制・責任の所在が明らかにされるとともに、管理・運営業務全体の円滑な実施のために業務実施者どうしの連携が確保されているか。			【様式1】【様式4】 【様式5】		
		4)	各業務で必要とする法定資格者等が適切に配置されているか。			【様式4】		
	情報セキュリティ	5)	情報セキュリティ確保の体制は構築されているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて情報セキュリティ確保の体制は構築されているか。）			【様式9】		
	その他配慮事項	6)	障がい者雇用について、法定雇用率を満たしているか。（グループで参加する場合、代表企業及びグループ企業それぞれにおいて法定雇用率を満たしているか。）			【様式10】		
		7)	事業計画は環境に配慮したものとなっているか。			【様式3】【様式5】		
② 加点項目 審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案（総括管理業務に対する提案を含む）				110			0
	実績・経験と質の確保・向上	1)	企業としての実績（年数、件数、代表的な案件等）、責任者及び副責任者の経験等、企業及び現場でのマネジメント能力が、本事業の円滑な実施と質の確保・向上に期待できるものであるか。（注1）			【様式2】【様式4】		0 ～ 30
	トラブルや緊急事態への対応	2)	トラブルや緊急事態（火災、地震等）に円滑に対応し、庁舎の管理・運営を迅速に復旧・回復させるための体制構築（本社等によるバックアップ体制を含む）、対応が提案されているか。			【様式8】		0 ～ 20
		3)	トラブルや緊急事態（火災、地震等）に円滑に対応するため、個別事業者との連絡体制が構築されているか。			【様式1】【様式4】 【様式8】		0 ～ 10
	改善提案	4)	管理・運営業務全体の質の向上に関する改善提案について、その実施方法や計画が具体的であり、必要な体制が確保されているか。			【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20
		5)	管理・運営業務全体のコスト削減に関する改善提案について、その実施方法や計画が具体的であり、必要な体制が確保されているか。			【様式5】【様式6】 【様式7】	—	0 ～ 20
	情報セキュリティ	6)	情報セキュリティ確保に関して、社内体制の構築等の取組（例：ISO/IEC27001の取得）や従業員への教育が行われているか。また、本事業の実施における情報セキュリティの確保についての計画・方法が実効的なものとなっているか。			【様式3】【様式9】	—	0 ～ 10
	建築・建築設備管理業務				170			0
実績・経験と質の確保・向上	1)	企業としての実績（年数、件数、代表的な案件等）及び責任者並びに副責任者の経験・資格等が、本業務の円滑な実施と質の確保・向上に期待できるものであるか。			【様式2】【様式4】		0 ～ 20	
	2)	企業並びに現場のマネジメント能力及び法定資格者等の配置が、業務の質の確保・向上が期待できるものであるか。			【様式2】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20	
	3)	企業として、品質確保・保持・向上に向けた取り組みを行っているか。			【様式3】【様式5】 【様式6】【様式7】		0 ～ 20	
	4)	業務に従事する者に対する社内の教育・訓練（第三者機関により実施されるものを含む。）が計画的・体系的に行われ、その内容・頻度において業務の質の向上が期待できるか。			【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20	
トラブルや緊急事態への対応	5)	トラブルや緊急事態（火災、地震等）に円滑に対応し、庁舎の機能を回復させるための体制（本社等によるバックアップ体制を含む）、対応が提案されているか。			【様式1】【様式3】 【様式4】【様式5】 【様式8】		0 ～ 20	
	6)	トラブルや緊急事態（火災、地震等）の機器点検・復旧に関する確認・訓練等が計画的に行われ、迅速な対応が期待できるものとなっているか。			【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】【様式8】		0 ～ 20	
環境への配慮	7)	環境に配慮した取り組み、特に省エネルギーとCO2の排出量削減に向けた方策が提案されているか			【様式3】【様式5】 【様式6】【様式7】		0 ～ 20	
情報セキュリティ	8)	情報セキュリティ確保に関して、社内体制の構築等の取組（例：ISO/IEC27001の取得）や従業員への教育が行われているか。また、本事業の実施における情報セキュリティの確保についての計画・方法が実効的なものとなっているか。			【様式3】【様式9】	—	0 ～ 10	
その他改善提案	9)	上記のほか、質の向上やコスト削減に関する改善提案について、その実施方法や計画が具体的であり、必要な体制が確保されているか。			【様式4】【様式5】 【様式6】【様式7】	—	0 ～ 20	
清掃業務				90			0	
実績・経験と質の確保・向上	1)	企業としての実績（年数、件数、代表的な案件等）、責任者及び副責任者の経験・資格等が、本業務の円滑な実施と質の確保・向上に期待できるものであるか。（注1）			【様式2】【様式4】		0 ～ 20	
	2)	業務に従事する者に対する社内の教育・訓練（第三者機関により実施されるものを含む。）が計画的・体系的に行われ、その内容・頻度において業務の質の向上が期待できるか。			【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20	

	3)	質の向上に関する具体的な改善提案がなされており、その実施について具体的な方法・計画が明記され、必要な体制が確保されているか。	【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20	
コスト削減に関する方策	4)	業務コスト等削減のための方策が提案されているか。	【様式5】【様式6】 【様式7】	—	0 ～ 10	
環境への配慮	5)	環境に配慮した取組が提案されているか	【様式3】【様式5】 【様式6】【様式7】		0 ～ 10	
情報セキュリティ	6)	情報セキュリティ確保に関して、社内体制の構築等の取組（例：ISO/IEC27001の取得）や従業員への教育が行われているか。また、本事業の実施における情報セキュリティの確保についての計画・方法が実効的なものとなっているか。	【様式3】【様式9】	—	0 ～ 10	
警備保安業務					170	0
実績・経験と質の確保・向上	1)	企業としての実績（年数、件数、代表的な案件等）、責任者及び副責任者の経験・資格等が、本業務の円滑な実施と質の確保・向上に期待できるものであるか。	【様式2】【様式4】		0 ～ 20	
	2)	企業並びに現場のマネジメント能力及び法定資格者等の配置が、業務の質の確保・向上に期待できるものであるか。	【様式2】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20	
	3)	企業として、品質確保・保持・向上に向けた取り組みを行っているか。	【様式3】【様式5】 【様式6】【様式7】		0 ～ 20	
	4)	警備業務に従事する者に対する社内の教育・訓練（第三者機関により実施されるものを含む。）が計画的・体系的に行われ、その内容・頻度において業務の質の向上が期待できるか。	【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20	
トラブルや緊急事態への対応	5)	トラブルや緊急事態（火災、地震等）に円滑に対応し、庁舎の機能を迅速に回復させるための体制構築（本社等によるバックアップ体制を含む）、対応が提案されているか。	【様式1】【様式3】 【様式4】【様式5】 【様式8】		0 ～ 20	
	6)	トラブルや緊急事態（火災、地震等）が発生した際の庁舎内の被害確認・機器点検等に関する確認・訓練等が計画的に行われ、非常時への迅速な対応が期待できるものとなっているか。	【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】【様式8】		0 ～ 20	
受付業務	7)	受付について、英語等の外国語での適切な対応が可能となっているか。	【様式4】【様式5】 【様式6】【様式7】		0 ～ 10	
	8)	受付業務に従事する者に対する社内の教育・訓練（第三者機関により実施されるものを含む。）が計画的・体系的に行われ、その内容・頻度において業務の質の向上が期待できるか。	【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 10	
情報セキュリティ	9)	情報セキュリティ確保に関して、社内体制の構築等の取組（例：ISO/IEC27001の取得）や従業員への教育が行われているか。また、本事業の実施における情報セキュリティの確保についての計画・方法が実効的なものとなっているか。	【様式3】【様式9】	—	0 ～ 10	
その他改善提案	10)	上記のほか、質の向上やコスト削減に関する改善提案について、その実施方法や計画が具体的であり、必要な体制が確保されているか。	【様式4】【様式5】 【様式6】【様式7】	—	0 ～ 20	
電話交換業務					70	0
実績・経験と質の確保・向上	1)	企業としての実績（年数、件数、代表的な案件等）、責任者及び副責任者の経験・資格等が、本業務の円滑な実施と質の確保・向上に期待できるものであるか。	【様式2】【様式4】		0 ～ 10	
	2)	英語等の外国語でも適切な対応が可能となっているか。	【様式4】【様式5】 【様式6】【様式7】		0 ～ 10	
	3)	業務に従事する者に対する社内の教育・訓練（第三者機関により実施されるものを含む。）が計画的・体系的に行われ、その内容・頻度において業務の質の向上が期待できるか。	【様式3】【様式4】 【様式5】【様式6】 【様式7】		0 ～ 20	
柔軟な体制の構築	4)	増員が必要な際への対応及び欠員が生じたときのバックアップなど、柔軟な体制が構築できようになっているか	【様式1】【様式3】 【様式4】【様式5】 【様式8】		0 ～ 10	
情報セキュリティ	5)	情報セキュリティ確保に関して、社内体制の構築等の取組（例：ISO/IEC27001の取得）や従業員への教育が行われているか。また、本事業の実施における情報セキュリティの確保についての計画・方法が実効的なものとなっているか。	【様式3】【様式9】		0 ～ 10	
その他改善提案	6)	上記のほか、質の向上やコスト削減に関する改善提案について、その実施方法や計画が具体的であり、必要な体制が確保されているか。	【様式4】【様式5】 【様式6】【様式7】		0 ～ 10	
その他の業務					20	0
改善提案内容	1)	質の向上やコスト削減に関する改善提案について、その実施方法や計画が具体的であり、必要な体制が確保されているか。	【様式4】【様式5】 【様式6】【様式7】	—	0 ～ 20	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（注2）					45	0
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況） ※複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加		・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等 プラチナえるぼし ※ 1 45点 えるぼし3段階目 ※ 2 36点 えるぼし2段階目 ※ 2 27点 えるぼし1段階目 ※ 2 18点 行動計画 ※ 3 9点 ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業） プラチナくるみん ※ 4 45点 くるみん（令和4年4月1日以降の基準） ※ 5 27点 くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※ 6 27点 トライくるみん ※ 7 27点 くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※ 8 18点	【様式11】	—	0 ～ 45	

	点。	・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ユースエール認定	36点				
賃上げの実施表明（注３）（注４）						45	0
		以下のどちらかを入札者が満たすこと。 ① 令和４年４月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：３％・中小企業：１．５％]以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ② 令和４年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：３％・中小企業：１．５％]以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額とする。」 ※中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。	【様式12】		0 ～ 45		
		過去にいずれかの省庁について入札時に賃上げの実施表明を行ったにも関わらず賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合は減点とする。			-72～ 0		
合計得点				基礎点	180	0	
				加点	720	0	
				合計	900	0	

（注1）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について

複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。また、得点については、グループを構成して提案している場合、グループを構成する事業者の得点を単純平均した数字を加点する。評価項目中の各種認定は以下のとおりとする。

- ※ 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※ 2. 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※ 3. 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※ 4. 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※ 5. 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※ 6. 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※10の認定を除く。）
- ※ 7. 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※ 8. 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

（注2）賃上げ実施表明に関する得点について

グループを構成して提案している場合、グループを構成する事業者の得点を単純平均した数字を加点する。また、グループを構成する事業者の中に、加点に該当する者及び減点に該当する者がそれぞれいる場合、45点及び-72点をグループを構成する事業者数で割った数字を各事業者の持分となる得点とし、これを合計した数字を加点する。

例：A加点該当、B、C該当なし、D減点該当 → $11+0+0-18=-7$ をグループ全体の得点とする。

（注3）賃上げ実施の判断方法について

賃上げ実績の確認に当たっては、当該事業者により表明された内容を踏まえて、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって行います。そのため、確認のため必要な書類は速やかに提出してください。なお、「法人事業概況説明書」については事業者等の事業年度終了後2ヶ月以内、「給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表」においては毎年1月31日までに作成されることとなりますので、原則として同じ期間内に提出してください。所定の書類をそれぞれの期限内に提出しない場合は、「賃上げが未実行な者」と同様の措置を行うこととします。

評価項目の確認方法は以下のとおりとする。

（イ）事業年度により賃上げを表明した場合

賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較し、表明書で示した率を満たしているか

（ロ）暦年により賃上げを表明した場合

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較し、表明書で示した率を満たしているか。なお、落札者が賃上げ実施表明より加点を受けていない企業である場合には実績確認は行わない。

- ※ 1 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、（イ）の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、（ロ）の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。
- ※ 2 上記以外の書類等にて賃上げ実績について確認を要する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）の提出をもって上記書類に代えることとする。